



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出  
 丸山五丁目  
 丸山一丁目

請求部	所在	船橋市丸山五丁目		地番	49番34	
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
種類	旧土地台帳附属地図					
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

平成23年10月24日  
 千葉地方法務局船橋支局  
 登記官

申請番号：5-11  
 (1/1)

( 7 枚目 )